

地域生活者としてのDV被害者の孤立と支援方策に関する研究 ー機能としての住宅支援からソフトを組み込んだ住まいの支援へー

主査 葛西 リサ*¹
委員 上野 勝代*²

本調査では、地域生活移行後の DV 被害者の生活課題を明らかにし、被害者向けアフターケアの先駆事例を取り上げ、その内容、運営課題やその可能性について整理した。具体的には、1) 被害者の多くは貧困問題、暴力の後遺症による精神問題を抱えながらも、人的ネットワークを喪失し、地域から孤立する傾向が高いこと、2) 多くの民間団体が経済的な保障がない中で被害者のアフターケアを実施している実態があること、3) 被害者へのアフターケア構築の可能性として、県独自で被害者のアフターケアを展開する長崎県の事例及び障害者総合支援法の枠組みを使った被害者のアフターフォローの実践について提示した。

キーワード : 1)ドメスティック・バイオレンス, 2)住宅政策, 3)自立支援, 4)住生活支援, 5)グループホーム, 6)住宅確保要配慮者, 7)子ども, 8)民間シェルター, 9)DV防止法, 10)ステップハウス

A Study on the Situation of DV Survivors Isolation as Community Residents and the Importance of Support for Survivors after Leaving Institutions -Shifting Assistance from Only Providing Housing towards Designing Housing and Community -

Ch. Lisa Kuzunishi
Mem. Katsuyo Ueno

This study examines the situation of the daily life problems of DV survivors who have left an institution, and the organizational problems and possibilities for the pioneering after-care programs. In conclusion, 1) many survivors faced serious economic problems, mental illness, and were isolated from their regional community because they lost their former human network, 2) many Non-Profit Organizations assisting DV survivors provide after-care programs without public subsidies, 3) “Nagasaki Prefecture’s after-care program” and “Program based on the regulation of Services and Supports for Persons with Disabilities Act” are indicated for the examples of the construal possibility of after-care program for survivors.

1. 研究の背景と目的

2001 年、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下 DV 防止法）が施行された。これにより、被害者の相談・保護は行政の責務となった。しかし、一時保護を経た後の住宅・自立支援については法律に具体案が明記されておらず、その内容は自治体の裁量に委ねられるところが大きい。それが故、この分野における支援の地域格差はとりわけ大きいのである。中には、被害者向け家賃補助制度を導入するなど、先駆的な支援を採用している自治体もあるが、多くが、既存の住宅政策の枠組みを緩和するなどして、なんとか、被害者の住宅の受け皿を確保している実情がある（葛西 2010）。実状を冷静に評価すると、DV 被害者の自立支援の焦点は、「行き場」としての住宅を如何に早急に供給するかに置かれており、「生活の場」としての住まいの質を問うまでには至ってはいないと言える。葛西（2012）によると、住宅の確保ができて、地域社会から孤立し、困難を抱える被害者が非常に多く、彼女

らを如何にして地域で支えていくかが支援現場の大きな課題となっていた。

危険回避のために元の居住地にて生活再建ができないのが DV 問題の特徴である。多くが貧困問題、ひいては、暴力の後遺症に苦しみながらなんとか生活している実態がある。安定した職に就けず、生活保護に依存する傾向も高いことが予測される。母子の場合には、子に暴力の影響が強く表れることも少なくないと考えられる。このような重層化した困難を抱え、馴染のない土地での生活再建は容易ではない。しかし、被害者が地域生活へ移行するにあたり、相談機関を紹介するといったシステムすら制度化されていないのが実情なのである。

そこで、本研究は地域生活移行後の DV 被害者の社会的孤立を可視化することで、彼女らへのアフターケアの必要性を示唆し、更に、全国の民間シェルターにより実践されている DV 被害者向けアフターケアの課題を整理した上で、その課題を解決しうる事業のモデルを提示し、その事業内

*¹一般財団法人高齢者住宅財団主任研究員（大阪市立大学都市研究プラザ 特別研究員）

*²神戸女子大学家政学部 教授

容や運営手法について考察する。これらの作業を通して、彼女らの地域生活を支えるための望ましい支援策を提示する。

2. 研究の方法

まず、第1の目的である、地域生活移行後のDV被害者の孤立の実態については、当事者15名に対するインタビュー調査を実施した。具体的には、逃避後の生活上の困難、彼女らを取り巻く地域ネットワーク（行政、個人的な支援者の存在、支援団体、病院、学校、近隣住民等）、利用しているアフターケアプログラムの内容、既存の制度の評価と今後の期待について把握を行った。対象者の選定にあたっては、民間シェルターを運営するNPO法人A、NPO法人Bの協力を得た。

第2に、全国の民間シェルターによるアフターケアの内容については、2012年8月にNPO法人Bと協働で、全国シェルターネットワーク加盟団体へのアンケート調査を実施した。調査の内容は、全国の団体が実施する自立支援（主に住宅確保支援）であるが、その中にアフターケアに関する項目も含めた。

第3に、DV被害者に対するアフターケアの先駆事例については、それに対する公的な資金援助はないが、民間独自の発想と運営努力で事業を展開する、NPO法人A、NPO法人Cの自立支援事業を取り上げる。このほか、公的な制度の枠組みを活用してアフターケア事業を実践する事例として長崎県の取り組みと暴力を要因とする精神障害女性のためのグループホームを運営するNPO法人リカバリーの事業を取り上げる。調査方法は、上記団体関係者へのインタビューである。

3. DV被害者の社会的孤立

DV被害者の社会的孤立を明らかにするために、民間シェルターを運営するNPO法人A、NPO法人Bの支援を受けたことがある被害者15名に対する聞き取り調査を実施した。対象者は、団体が定期的に発行するニュースレターに調査依頼を封入する方法で募った。多くが、退所後も民間シェルターの相談支援を継続しており、一般の被害者と比較すると、対象に偏りがあることは否定できない。しかしながら、一時保護を終了した被害者にアクセスすることは、プライバシー等の問題からも極めて困難である。よって、本調査手法が、地域生活移行後の被害者の実情を明らかにするための現時点での限界と言える。

3-1. 逃避後の生活上の困難

聞き取り対象者の概要を表1に示す。対象者の年齢は40代が6名、30代が4名であり、60代以上も3名いる。8名が生活保護を受給しており、2名が勤労収入及び年金の不足部分について生活保護を受給していた。勤労収入で生計をたてているのは1ケースのみであった。15名中11名が心療内科に通っていた。また、心療内科に通っていない者についても、何らかの精神的苦痛を訴えていた。

本調査では、逃避後の生活上の困難として、経済的問題以外の日常生活において障害となっている事柄を中心に尋ねた。

1名を除いて、全てが、記憶障害や不眠、パニック障害、うつ

病等の症状があると回答しており、心療内科で何らかの薬を処方されていた。また逃避後しばらくしてアルコールが手放せなくなったというケースが2件確認された。このほか、人ごみに行くことができない、恐怖から利用できない電車の路線がある、自宅にいても鍵がかかっているかの確認を何度もしてしまうや、カーテンを開けることができない、自宅でも常に緊張している、また、料理や掃除等ができないなど、セルフケア能力が低下している事例も数多く見られた。

更に、病院の予約やカウンセリング等外出の予定があっても、緊張からパニック発作を起こし、約束を守ることができないことを困難に挙げるケースが非常に多かった。同様に、就職しても、突然出勤できなくなる等の症状に陥るものも少なくない。

外出時には帽子、メガネ、マスクなどが手放せないケースや偽名を使わなくてはならないなどという苦悩も挙げられた。加害者からの追跡を避けるため、全ての被害者が住民票を現住所地に移しておらず、とりわけ、子どものいる世帯では、入学準備に関する情報がうまく得られなかったなどの問題が挙げられた。

母子世帯からは、子どもの不登校や家庭内暴力、精神的問題等が挙げられている。思春期に入った子どもが暴力の生活から逃れなかった母親を責めるという話はよく聞かれる。本調査でも、母親への暴力をはじめ、兄弟への暴力の事実が確認された。

3-2. 孤立するDV被害者

都道府県外から、あるいは同じ都道府県内であっても市区町村をまたいで逃避してきたという被害者が多い。これは、加害者の追跡から逃れるためである。知らない土地での新たな生活はただでさえ不安であるが、DV被害者の場合は、元夫にいつ見つかるかわからない恐怖と、経済的困窮等の苦悩がそれをより一層、大変なものにさせる。

本調査では、「何かあった時に救済を求めることができる」という理由から、一時保護先の民間シェルターの近隣に居を構えるというケースが多かった。一時保護を終えたDV被害者を継続的にフォローする自治体はほとんどなく、よって、一時保護期間が終了すれば被害者と行政との関係は（生活保護を受給しなければ）ほぼなくなる。こういった事実で困惑する声は少なくなく、少しでも彼女らの状況を知っている団体のそばで生活したいと希望するケースは多いのである。

また、表1からもわかるように、多くの被害者が過去の交友関係を喪失している。そもそも親やきょうだいとの関係が悪いというケースもあるが、何かの拍子で情報が漏れてしまうことを恐れて近況は伝えるが居場所を伝えないというケースは少なくなかった。親が入院しているのが分かっているが、危険なので会いに行けないというケースもあった。

過去の交友関係を断ってきたというケースは多い。周囲に「暴力を受けていることを言えなかった」、「事実を信じてもらえず、逃避時にも伝えることができなかった」、「夫に近況が伝わるのを避けるため」など理由は様々であるが、何も伝えずに疾走してきたことに罪悪感を抱いているという回答もあった。

友人に対しても、電話等で近況は伝えるが、居場所は知らせていないというものが多く。

築いてきたコミュニティを捨ててこなければならなかった状況に落胆し、人的なネットワークを失ったことに対して孤独を感じる被害者がほとんどである。「寂しい」、「逃げなければよかった」、「暴力の生活の方がましだった」といった回答が聞かれる一方で、新たな人間関係を構築することに抵抗があるという意見は少なくない。この理由として「不用意な会話で元夫に居場所がばれることを避けるため」というものもあるが「暴力の話をしてひかれてしまう、信じてもらえない」、「真実を話して好奇の対象にされてしまった」などの理由が挙げられた。

しかし、自身の過去を語らず人間関係を構築することは非常に難しい。実家はどこか、なぜ離婚したのか、どこから転居してきたのか、こういった質問を苦痛に感じ、どのように回答していいか戸惑うという声はほとんどの被害者から聞かれた。子ども達についても同様のようで、転校の理由や過去の事情を語れずに同級生とうまくコミュニケーションが取れないという実態も確認された。

3-3. 自立支援プログラムについて問題と期待

本調査対象のほとんどが、一時保護された民間シェルターと何らかの関係を有している。NPO 法人 A、NPO 法人 B ともに、講座や自助グループ、カウンセリング等退所者プログラムを有しており、これを利用する対象者は多かった。

但し、緊急一時保護（NPO 法人 A の場合にはステップハウス利用も含む）の利用が終了したため、生活相談については遠慮してしまいがちになるという意見が聞かれた。団体のメインのターゲットは、一時保護中の被害者であり、卒業生として相談するのは気が引けるが、何らかのプログラムを提供してもらえれば参加しやすいというのが多くの意見であった。

中には、民間シェルターが退所者の個人的な相談についても対応してくれることを知らなかったというケースもあった。

現行制度の評価と問題点や今後制度に期待することについては、やはり、退所者を対象とした制度の構築が挙げられた。退所者支援が制度的に構築されればもう少し生きやすくなるのではないかの期待は高い。

また、その運営主体について尋ねると、あらゆる主体があってもいいが、やはり、長らくの付き合いの中で築いた信頼関係のある民間シェルターに相談の継続を希望する声が多かった。生活保護を受給しているケースについては、ケースワーカーとの接点はあるが、話題の中心は、「いつになれば働けるか」というものであり、精神的な辛さを軽減するようなアドバイスやそれへの情報は得られないことに疑問を感じるという回答が挙げられた。

母子生活支援施設を利用した被害者からは、人間関係のトラブルやプライバシーの確保が困難な面はあるが、誰かがいるという安心感、孤独が解消されたなどという肯定的な評価が得られた。NPO 法人 A のステップハウスを利用した被害者からも概ね

同様の意見が聞かれた。

また、いくつか見受けられたのが自分の境遇を理解してくれる者との同居ができるグループホームやシェアハウスについての興味であった。孤独を感じず、また、心身の状況についても理解を示してくれる当事者との同居生活に期待を抱く声は少なからず得られた。

更に、子どもの問題を抱えるケースからは、ケアプログラムの開設を切望する声も挙がっていた。

4. 制度の不備を民間の力で補填する

2012年に全国シェルターネットワークに加盟する67団体に對して、被害者の住宅確保の実態と自立支援の内容に関するアンケート調査を実施した^{注1}。その結果の一部を表2に示す。

表2 住宅確保、自立支援の内容（複数回答）

住宅	PMJ基金	12
	不動産とのネットワーク	2
	会員、協力者所有のアパート提供	2
	基金の創設により住宅を支援	7
	シェルター入居期間の柔軟な延長	1
	その他	3
生活支援	病院、裁判所等同行支援	5
	講座の開設	4
	カウンセリング	6
	就労支援	2
	自立支援金の支給	1
	食糧の配布	1
	自助グループの開設	6
	継続相談	6
	子への学習支援	2
	立ち寄りカフェの開催	1
	催しへの参加	3
	ステップハウスの開設	14
	その他	3

経済的に困窮し住宅の確保が困難な被害者に対する支援としては、全国シェルターネットワークが加盟団体の被害者に貸し付けを行うPMJ基金^{注2}の活用が12件挙がっていた。このほか、団体独自で基金を創設し、その資金で被害者の住まいの確保を支援するというものが7件と多い。

他方、生活支援を必要とする被害者への支援メニューとしては、中長期に滞在できるステップハウスの開設というものが最も多く14団体（44.8%）ある^{注3}。これは、精神的に不安定な被害者に対して住まいと生活支援を中長期的に提供するというものである。ほとんどが、団体が借り上げた住戸を被害者にサブリースするというもので、家賃は入居者の自費、あるいは生活保護による支払いとなる。また、講座の開設や自助グループの創設、同行支援、相談継続、カウンセリングなどが比較的多く挙げられている。

ほとんどの団体が、こういった退所者の生活支援の部分は、公的資金に依拠せず、自主運営によって賄っている。アンケートの自由記述欄では、アフターケアの部分に着手すれば赤字になるが、必要に駆られてなんとか運営しているという意見が大半であった。以下では、上記のように民間独自の力で、先駆的なアフターケアを提供する2つの団体の事例について取り上げ、その支

援内容、効果、課題等を整理する。

4-1. NPO 団体 A の取り組み

1) ステップハウス機能

NPO 団体 A は、大阪府に所在する暴力被害者のための民間シェルターであり、1998 年に設立された。同団体では、入所から 3 か月までを緊急一時保護（シェルター）の扱いとし、それを超えての中長期利用（最長 2 年）をステップハウスの扱いとして、同じハードを入居期間によって呼び分けている。ステップハウスの利用は、年に 2~3 名、多い年で 5 名程度である。

常勤スタッフは 3 名であり、このほか、多くの無償ボランティアが入退所者の支援にあたっている。

シェルター、ステップハウスともに、入居にあたっての一時金等は不要で、部屋には家電等の生活用品も揃っている。夜間の常駐はないので、ある程度独立した生活ができることが入居条件となる。また、ステップハウスについては、1 日 1,500 円の利用料が支払えるケースが対象となり、住宅の確保が困難なケースや独居の生活に向けての準備期間に利用されることが多い。ステップハウス入居中は、通勤や外出は自由であるほか、相談支援やカウンセリングを受けることもできる。

同団体が保有する個室は 3 戸、3 世帯分であり、キッチン、バストイレがそれぞれの個室に設置されている。これらの個室と面的に繋がっている事務所のダイニングキッチンが入所者や退所者の集いの場として機能している。建物は、団体協力者から無償で借り受けているものである。

ステップハウス利用者からは、ある程度プライバシーが確保されているが、何かあれば、すぐに助けを求められるという安心感や孤独の解消が入所のメリットとして挙げられた。

同団体スタッフによると、住宅確保が困難なケースが多く、その受け皿としてステップハウスが果たす機能は極めて大きいと語る。その一方、運営上の課題も指摘する。ステップハウスの賃料は、45,000 円程度（1 日 1,500 円）であり、そこに生活支援費は含まれていない。DV 防止法に基づく緊急一時保護制度を利用できるケース（夫婦間暴力等の条件あり）であれば、2 週間という有期ではあるが、行政から委託費が支払われ、そこから人件費を捻出することもできる。しかし、緊急一時保護を終えた後の被害者に対する支援については何の公的支援も準備されていないため、ステップハウス利用者の支援については、持ち出しで行うほかない。この部分の人件費について、どのような根拠をもって獲得していくかが、ステップハウス事業の課題となっている。

2) 退所者を対象とした多様なプログラムの構築

NPO 団体 A の退所者のほとんどが、暴力による精神的な後遺症に悩まされている。同団体では、退所後も電話や来所という形で、継続的、日常的、情緒的サポートを提供している。

相談内容は、役所等での煩雑な事務手続きに関する問い合わせ、地域に馴染めない、PTSD や鬱のつらさ、子どもの不登校やいじめなど、幅広い。逃避以前のコミュニティを捨ててきた被

害者がほとんどである。社会とのつながりを喪失し、新たな生活への不安から、団体の近くに居を構える退所者は少なくない。団体事務所のダイニングキッチンは、こういった退所者のためにも解放している。

開設以来、クリスマス会等のイベントを開催したり、2010 年ごろからは保健師の資格を持つボランティアによる入退所者を対象にした昼食会などを定期的に開催したりしてきたが、退所者プログラムが本格的に始動するのは、2011 年以降のことである。

はじめは、2010 年にある出来事で退所者が集まった際、自然発生的に、定期的なランチ会を企画しようということになったのがきっかけである。その集まりが定例化する中で、手先の器用な参加者がいたことから、手芸作品をつくって販売する会ができた。また、ボランティアの中にアロマセラピストがいたことから「アロマの会」が始まる。その翌年（2011 年）には、上記の会が正式にプログラム化される。これに、カウンセラーが主導するコラージュやお話しが加わった。このように、次々と会が立ち上げられ、現在では、ヨガ、気功、呼吸法、人形づくり等のプログラムも準備されている。

2012 年からは、会に参加するなどして力を付けた退所者が、自らの得意分野や知識を活かした企画を提案するようになってきた。新たに立ち上げた書道の会やハーブの会では、退所者が講師を務める。

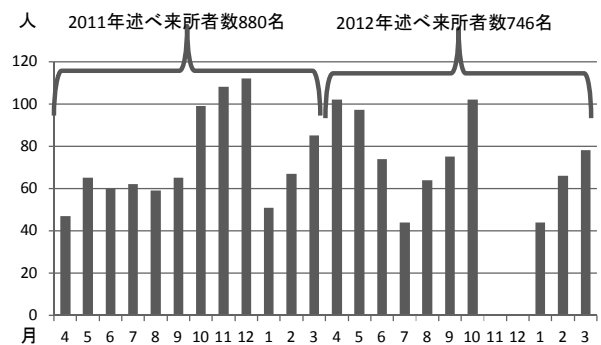


図1 NPO 法人 A の退所者来所人数（2011、2012 年）

同団体の集計（図1）によると、退所者プログラムを本格的に始動しはじめた 2011 年は、退所者の来所者数が年間を通して述べ 880 人（うち、プログラムの参加者は延べ 526 名）であった。2012 年は、諸事情により 2 か月間シェルターを閉鎖したこともあり、前年度と比較して来所者数は減ったが、それでも、746 人（うちプログラムの参加者は延べ 559 名）が事務所を訪れている（図1）。

3) 退所者支援についての課題

団体スタッフによると、事務所のキッチンは被害者が本当の自分でいられる場所なのだという。DV 被害者が苦痛に感じることの 1 つに、新しいコミュニティで「過去を詮索されること」がある。どこから転居してきたのか、実家はどこなのか、なぜ

離婚したのか。過去を隠して生活する被害者にとって、上記のような質問は大きなプレッシャーとなるが、現実の社会では、そういった問題にもうまく対峙していかなくてはならない。退所者たちは、日常の困難について、おしゃべり会や自助グループで吐き出しながら共に解決策を見つけていくのだという。また、施設の近隣に住んでいても、重篤な精神的疾患を抱え、日常の生活がままならない人もいる。こういったケースに対しては、どのような支援を提供していくかが今後の課題である。

退所者への相談支援や生活支援は無料で提供される。また、プログラムへの参加は無料、あるいは材料費として100円を徴収しているのみである。退所者支援に関わる公的助成はなく、支援に関わる費用は団体の持ち出しとなる。このため、退所者支援には無償ボランティアのマンパワーが欠かせない。平日の昼間数名のボランティアが常駐しており、2011年には、述べ388名、2012年には述べ480名のボランティアが活動に参加した。法律相談に協力している弁護士や司法書士もまた無償ボランティアである。このほか、社会福祉士・保健師・保育士・教師・看護師・臨床心理士など専門性を備えたボランティアも多い。ボランティアに対しては、2011年からようやく交通費の一部を支給するようになった。

また、シェルター発足当初より入所者へのカウンセリングは無料であったが、2011年より新たに料金制度を導入した。具体的には、1回50分5,000円のカウンセリング料金を、一定期間無料とし、その期間を過ぎてから25回分は1,000円、その次の25回分は2,000円と段階を踏んで値上げをし、不足分を団体が負担するというものである。

NPO法人Aでは、退所後に被害者が抱える困難や問題を目の当たりにし、必要に駆られて支援を行ってきた。しかしながら、増加し続ける退所者とその抱える問題の深刻化に対して、現体制で対応するには限界があると言わざるを得ない。

4-2. NPO法人Cの取り組み

公的制度の対象とならない退所者の支援を担う団体は、他にもある。例えば、2000年に設立されたNPO法人Cでは、退所者プログラムを数多く展開している。同団体の取り組みで特徴的なのは、被害者の職業訓練の場としてレストランを開店した点である。

代表のM氏は、加害者からの執拗な暴力により自己肯定感を喪失しているケースは多く、自信の回復まで長い時間がかかると語る。就職しても、対人緊張、鬱、PTSDなどから職場にいけなくなることは珍しくなく、また、それによる失職が彼女らの自信喪失につながるという。このような実情を目の当たりにし、緩やかな社会復帰を目指す、職業訓練の場が必要ではないかと感じるようになった。

2001年、過去に栄養士として働いていた被害者と出会ったことがレストランの開店のきっかけとなった。常勤スタッフ、計3名のほか、被害者20名を時給600円で雇い入れてのスタートであった。

開店資金は、M氏の自己資金と公的な助成金、民間の補助金を獲得して賄った。不足分は、市民債を立ち上げて、無利子、無担保での融資を募り、確保した。被害者の心情に配慮して、交番から近くの店舗を選定した。20名のアルバイトの中には、メンタルの低下等から急な欠勤を繰り返すケースもあったが、徐々に自信を取り戻すなど、効果は見られたという。また、常勤のスタッフは、新たに正規の職を得て卒業することができた。

他方で、経営状況は厳しく、現在では、別のオーナーに店舗を譲り、昼間のみ職業訓練の場として活用している。

この他、同団体では、2011年に、開設以降実施してきたプログラムの見直しを行い、当事者の回復段階に応じた自立支援プロジェクトを始動させた。回復段階は、DVや暴力の現状に気付く(Step1)、自信の状況を知り心身を癒す(Step2)、その後、力が湧いてきた段階で就労支援講座や対人関係の訓練に参加する、あるいは、パートに出て社会との接点を構築する(Step3)、それを経て、正規職員としての就労を目指し、心身のメンテナンスを行う(Step4)の4つに分けられる。DV被害者であればこれに無料あるいは低額(500円程度)で参加することができる。同プログラムの運営資金は、主に、民間企業から補助金で賄っている。しかし、こういった資金は単年度で終了するため、その継続性が危ぶまれる。

M氏からは、ケアを恒常的に提供するための安定的な資金を如何に確保するが運営上の課題として挙げた。

5. 公的な枠組みを利用したアフターケアの実践

5-1. 長崎県におけるステップハウス

1) 県内のステップハウスの概要

長崎県では、被害者の緊急一時保護を県が担い、一時保護を終えた被害者のアフターケアを民間団体が担うという全国的に見ても珍しい支援手法を採用している。

長崎県には、県婦人相談所の一時保護所が1ヶ所あるが、県による一時保護後、被害者やその家族が地域での生活をするための生活保護受給やひとり親家庭の各種支援、住民票や学校の問題など、生活に直結する社会資源等については、生活する市町や福祉事務所が担当する。また、一時保護中の生活保護については、従前居住地の市町から受給することもあるが、婦人相談所の一時保護所が所在する自治体が支援することが多い。長崎県の母子生活支援施設は、県内に2カ所しかなく、施設利用は入所人員に制限がある。

このため、被害者の行き場を確保する目的で複数のタイプのステップハウスが開設されている。県が管理するステップハウスは、県内に10戸ある(2012年当時)。うち、県営住宅の目的外使用によるもの(県営住宅型)が5戸、民間賃貸住宅を借り上げたもの(借上げ型)が1戸^{註4}、そして、県がハードを提供し、NPO法人がその管理運営、入居者の生活支援を担うステップハウス(公設民営型)が4戸である。いずれも、ケアが付与されるのであるが、対象者の状態によってそのハードは使い分け

られている。

例えば、県営住宅型は、独立した生活が可能であるが、経済的理由等から住宅の確保が困難なケースを対象としている。また、借り上げ型は、外国人等、集団生活が困難なものが単独で住まう場として提供される。そして、公設民営型は、日常的な支援が必要なもの、例えば、産後間もなく育児ケア等の見守りが必要なケースや、心理ケアを必要とするケースなど、総合的な生活支援が必要なものが対象となる。このタイプは、日中、建物内に、支援スタッフが常駐してその対応にあたる。いずれのステップハウスも入居期間は原則1年である。公営住宅型は、家賃が発生する。他方で、借上げ型、公設民営型は無料であり、光熱費は実費負担である。

2) NPO 法人Dがステップハウス運営を受託した経緯

公設民営型ステップハウスは2011年6月に開設された。

同ステップハウスを運営するNPO法人Dは2002年にDV被害者の相談援助を行うことを目的として設立された。全国的にみて、委託事業の枠外であるアフターケアのみを専門とする団体は珍しい。当時、県の一時保護室は16室と、居室数は十分余裕があり、DV被害者を支援するNPO団体としては、県と競合する分野ではなく、むしろ、足りない部分を埋めるような支援内容を模索していた。

緊急一時保護事業を行うとなると、入居者に対応する常駐のスタッフが複数必要であるが、その人材の確保は難しいという現実があった。また、相談事業を通して、公的な一時保護所を退所した被害女性が、暴力の後遺症等から地域生活が困難となる実情を目の当たりにし、アフターケアの必要性を強く感じるようになる。

こういった経緯から、NPO法人Dでは、相談援助のほか、講座の開催、アパートの一室を借り上げた居場所（週1回）の提供などを始める。このような場の開設に際しては、誰が何時来所してもいいように、常駐のスタッフを配置した。更に、役所手続き等、一人では不安な事柄について、同行支援等も積極的に行っていた。

2009年頃からは、現長崎県こども家庭課との積極的な意見交換を行い、支援のあり方を模索してきた。安心子ども基金による「婦人保護施設退所者等の就労支援事業」もその一つである。県と同事業を進めるなかで、一時保護直後の被害者がすぐに就労することは極めて難しく、それを支えるための生活支援や育児支援が必要となるが見えてきた。事業を受託したNPO法人Dから県に対してもアフターケアの必要性やそれを制度化することの重要性等を訴えるなどの努力も行っている。

そういった経緯から2011年「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用したステップハウスを整備するに至った。

同交付金は、「新たな交付金を創設し、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野（地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり）に対する地方の取組を支援する」と

いうものであり、2010年（平成22年）10月に閣議決定されている。これは単年度の交付事業であり、2012年度末に終了する。長崎県では、ハードと運営費両方を交付金で賄っていることから、その後の運営費を如何に確保していくかが課題であった。しかし、2012年1月現在では、交付金終了後は県の一般財源により事業が継続されることが決定していた。

3) 公設民営型ステップハウスを含めた自立支援事業

公設民営型ステップハウスのハードは県職員公舎の一棟を改築したものである。階段室型の1階2戸はNPO法人Dの事務所と集会室として利用しており、2～3階の4戸が居室である。間取りは4戸とも3Kと同じ規格である。入居可能世帯は4世帯としており、1住戸を複数の世帯でシェアする住まい方は採用していない。

ステップハウスの運営に係わるスタッフは、週5日1名、週4日1名、週2.5日1名がシフトを組み常駐している。うち1名は臨床心理士の資格を有する。スタッフは17時半までの勤務であり、夜間は10時から朝6時まで機械警備での対応となる。

基本的には、県の一時保護を終えた被害者が入居対象となるが、中には、地域での独立した生活が困難となり、ステップハウスでケアを受けながら生活の立て直しをするというケースもある。

主なターゲットは、多子世帯、肉体的精神的ダメージが強い等、民間アパート居住が時期尚早と判断された、日常的に何らかの支援が必要なケースであり、入所者の選定は、県が行う。経済的に困窮するケースについてはステップハウスが所在する市区町村が実施主体となり、生活保護受給の支援を行う。

開設から2012年2月までの入居は5世帯である。多子ケースや、出産を控えたケースのほか、他施設への待機期間に利用し、短期間のうちに退去するケースもあった。

入居のルールは、喫煙場所の制限、ペット不可、門限の厳守、外泊の際の事前申請、部外者の来所禁止等である。同ステップハウスは、極秘の施設となっているため、公的機関であっても関係者以外の来訪は禁止している。

とはいえ、普通の生活に近い住まいとして提供されているため、通勤や通学は許可されている。

ステップハウスで提供されるケアは、家事や育児支援全般、相談支援、見守り、面談を伴う家庭訪問や住宅確保援助など自立に向けての支援である。入所期間は1年間とされているが、退去後も引き続き支援継続を行うことも可能である。

退去時の住宅確保については、生活保護の利用が伴うケースもあり、その場合には、新たな居住地が生活保護の実施主体となる。

NPO法人Dでは、こういったステップハウス事業のほかにも、被害者の地域生活を支える自立支援事業（アフターケア）も行っている。2013年10月現在、おおよそ60名の被害者を支援しているが、支援を担うスタッフは5名である（2013年10月現在）。この事業についても県からの委託を受けており、スタッフは支

援にあたった時給分を人件費として受け取ることができる。

アフターケアの利用者は、1) 公的一時保護を終了したもの、2) 公的保護の経験はないが、DVの影響等から地域生活に問題を抱えるものといった2タイプである。

まず、公的一時保護終了後の被害者に対しては、NPO法人Dの活動内容を説明し、支援申し込み用紙に希望の有無を明記してもらうなどしてそのニーズを確認するとともに、県とNPOでの情報共有についても同意を求める。

アフターケアはあくまでも本人が求めてきた場合に提供することとなる。しかし、深刻な問題が予測されるケースや、当初は支援を希望していたにも関わらず連絡のないケースなどについては、団体から連絡を入れる場合もある。この段階で、引きこもり等ならんかの問題を抱えているケースは少なくない。また、子への虐待等の懸念がある場合には、保育士の派遣などを通して早期に介入する。

このほか、DVの後遺症などを抱え、地域生活の中で困難や息苦しさを感じているものについては、NPO法人Dに直接メールや電話等で相談することができる。その後、面談し、必要なニーズをあぶり出し、訪問支援や同行支援、託児等、適切なケアを提供していく。アフターケアの期間は設けておらず、中には10年近くかかっているケースもある。「子どもが発熱し、ひきつけを起こした」など夜間の相談も少なくなく、ケースによっては24時間体制で対応にあたることもある。代表のN氏は、DV家庭の中には、親族等との関係が希薄なため、子どもの病気等、ちょっとした不安を相談できる相手がいないケースが多いことを指摘する。

また、日常的な支援は必要ではないが、自分の悩み等を吐き出せる居場所へのニーズは高い。NPO法人Dでは、民間借家の1室を借上げ、お茶を飲み自由に語らう「サロン」、ファシリテーターがついた自助グループ「語る会」更には、ヨガ(定期的)やメイク、アロマ等(不定期)の講座を開催している。代表のN氏は、当事者の段階やニーズに併せて、多様な支援があることのメリットは非常に大きいと語る。

他方、課題もある。長崎県子ども家庭課は、「緊急一時保護は数週間の対応ですが、重要なのは、その後の被害者の長い人生を如何に支えていくかという点にかかっている。この部分の支援は、対応が柔軟な民間支援団体の協力が必須」と指摘した上で、「何年やれば、どこまでやればアフターケアが終了するかという見極めが非常に難しいこと」を課題に挙げる。

勿論、この点は当事者の状況によるもので、一様ではないが、ケアを充実させ、問題を掘り起こせば掘り起こすほどその対象者は増大する。

長崎県のアフターケア事業は、2012年度以降、県単独の事業に移行するだけに、その支援を実行することのコンセンサスを如何に得るかが今後の課題となるだろう。

5-2. 札幌市リカバリーの取り組み事例

1) NPO創設の背景

NPO法人リカバリーは精神障害を持つ女性を支援することを目的として、2002年、札幌市に設立された。

スタッフは常勤が5名、非常勤が2名であり、その全てが、社会福祉士、精神保健福祉士、あるいは臨床心理士等の資格を有する専門家集団である。札幌市の中心地に位置する事務所1カ所を拠点に、2カ所のグループホームを運営する。

NPO法人リカバリー代表の大嶋氏は、精神病院に勤務する精神保健福祉士として暴力等を受けた女性の精神問題に長くかかわってきた。同団体を立ち上げた当時、メンタルヘルスの問題に対するジェンダー的な配慮はなかったと語る。抑うつ状態、アルコール依存、リストカット行為などの背景には、肉体的、精神的、性的な暴力がある場合が多く、その原因の根本を理解した上で対策を講じなければ治療の効果はないと強く感じていたという。また、欧米と比較して、日本では、症状が落ち着いた後の治療、再発防止のための治療がほとんどなされないという実情があり、結果、症状が繰り返されることとなるのだという。

こういった女性であるがゆえの問題への対処が必要と感じた大嶋氏は、女性への特別な支援(治療)を行うために、フェミニストカウンセリングのスキルを身に付け、札幌市内でカウンセリングルームを開設する。このカウンセリングで把握できないのが、患者それぞれの生活であった。問題の根本的解決には、日常生活からの改善が必要との信念から、住まいと生活の支援を一体化させ、暴力被害女性を包括的に支援するNPO法人リカバリーを設立するに至る。2013年4月現在、利用者の約9割が家族や元夫等からの暴力を受けた経験を持つ。

2) 団体を継続していくための財政的な枠組み

全国の民間シェルターの中には、一時保護を終えた被害者の住まいの受け皿としてステップハウスを確保しているところもある。その運営の手法は住戸をサブリースするもので、被害者はその家賃を自費、あるいは生活保護費によって支払うのであるが、この場合、団体は住居費の徴収はできるが、生活支援費の部分は持ち出しとなる。生活支援の部分をどういった根拠で獲得していくかが、全国の民間シェルターの抱える目下の課題である。

NPO法人リカバリーでは、障害者自立支援法(H25.4より障害者総合支援法)に基づくグループホームと小規模作業所(現、地域活動支援センター)の枠組みを使い、生活支援にまつわる人件費を獲得している^{註5}。

グループホームの開設基準は、一戸建て、集合住宅の複数戸を借り上げる形でも可能であるが、入居者それぞれの個室と共有スペースとして更にもう1部屋確保されていることが必須となる。また、延床面積275㎡以上の建物については、スプリンクラーの設置が義務付けられている。このほか、日中、常駐するスタッフがいることが条件となる。

入居対象は、障害者福祉サービス受給証の発行を居住地の市町村にある障害者福祉課より受けたものとなる。

暴力被害者の中には、精神を病みながらも、障害者として認

定されることに抵抗を感じる者も少なくないが、こういったケースに対しては、居場所を確保し、適切なケアサービスを得るために必要なことを説明しつつ、精神障害者手帳取得や障害者福祉サービス申請の支援も行うという。

3) グループホームの概要

入居については、ホームページ等にアクセスして直接問い合わせるケースもあるが、行政や病院からという経路が特に多い。常に満室であるため待機期間を経ての入居が一般的である。

対象は、退院後の予防期に入ったケースであり、生活保護で生計をたてる人や、障害者年金と親からの仕送り、あるいは仕送りのみで生活する人など様々である。

NPO 法人リカバリーの拠点は、札幌市の中心地にある鉄筋コンクリート3階建ての事務所ビルである。1階は利用者の就労訓練の場としてのカフェスペース、2階は事務所、3階が作業や講座のためのスペースである。事務所は賛助会員からの賃貸しているため、家賃は市場価格よりも格段に安い12万円である^{注6}。

この事務所拠点から15分圏内に2カ所のグループホームが配置されている。この2つのグループホームは入所者の状態によって使い分けられる(表2)。

まず、1つは、木造一戸建て7LDKを活用したシェアハウス形式のグループホーム、リカバリーハウスである。ここでは、摂食障害やアディクションの問題を抱え、その回復を目指すケース6名が生活している。

同ハウスは、独居が難しくなった高齢者から月家賃13万円で借り受けたものであり団体と家主が直接契約し、入居者にサブリースしている(写真1)。入居者が支払う家賃は個室の規模や日当たり等によって3万円から3万5千円に設定されている。この額は、北海道の単身の住宅扶助額(3万5千円)を基準にしている。場所は主要な地下鉄の駅から徒歩3分と好立地である。スタッフは平日の9時~17時に常駐し、更には週4日の当直も行う。

食事は平日のみ、希望すれば、朝300円、夜400円で提供される。調理は、スタッフが行う。

週に1度、ハウスマーケティングが開かれる。そこでは、ハウスのルールや対人関係上の課題等を総合的に議論する。とりわけ、シェアハウス形式のグループホームにおいては、他者と協調しながらの生活が基本となる。そのため、ストレスを抱える入居者も多いが、そこでの訓練を通して、独立して生活するためのスキルを身に着けるということが同ホーム設立の趣旨である。

中には、自傷行為を繰り返すものもあり、医療との連携はホーム運営の必須条件となる。こういったケースについても、ケアを重ねることで回復に向かうという。シェアハウス型の入居期間は2年であるが、必要に応じて、独居形式のグループホームへの移行も可能である。

2つ目は、独居形式のグループホームである。建物は、鉄筋コ

ンクリート造の集合住宅30戸のうち、計6戸を団体が借上げ、5人の入居者にサブリースしている。同ハウスはある程度、症状も落ち着き、独居の生活が可能な入居者を対象とした「ステップハウス」の位置づけにある。

同物件の確保に際しては、大嶋氏とネットワークを有する不動産業者からの協力を得ている。入居者が支払う家賃は35,000円であり、入居者で6室分の家賃が賄える設定にしている。同ハウスも地下鉄の駅から徒歩12~13分と好立地である。平日の9時から17時までは職員が共有スペースに常駐しているが、夜間の当直はない(写真2)。

食事は、希望すれば、朝、夜、一律500円で提供される。ここでも、調理はスタッフが担う。

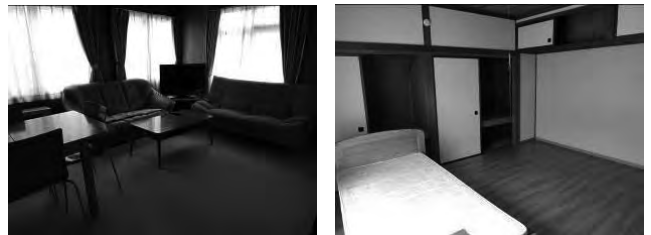


写真1 リカバリーハウスの内部

表2 NPO 法人リカバリーのグループホーム

名称	リカバリーハウス	ステップハウス
タイプ	シェアハウス型(7LDK戸建を転用)	独立住戸型(集合住宅の内一部を借上げ)
定員	6名	5名
家賃	30,000~35,000円	3,5000円
敷金	家賃1か月分	一律35,000円(退去清掃料含む)
水光熱費	10000円(5~10月)、15000円(10月~4月)	
食事	平日のみ朝300円、夜400円	平日のみ一律500円
別途費用	日用品費1500円、火災保険料1500円、退去時費用1,6800円	経費3000円、火災保険料20,000円
立地	地下鉄A駅より徒歩10分	地下鉄B駅より徒歩3分
スタッフ	平日9時~17時常駐、週4日宿直あり	平日9時~17時常駐
症状等の程度	①精神科病院、メンタルクリニックなどに入院または通院されている方で、将来的には独立した生活を希望しているが、そのためには様々な生活のスキルを獲得する必要がある方。 ②アルコールや薬物、摂食障害といったアディクション(依存症)の問題を抱えており、それからの回復を目指している方。 ③共同生活を通じて社会のなかに居場所を見つけ、生活する力をつけていきたいと望んでいる方。	①精神科病院やメンタルクリニックに通院中(または入院中だが退院が近い等)で、一人暮らしを希望しているがその練習が必要な方。 ②対人関係に緊張が強い、強迫的な症状がある等のために共同生活は難しいが、専門職による生活支援が必要な方。 ③物事に意欲的に取り組みづらく、引き籠る傾向にあるが、人とのつながりを通して社会に参加する力をつけていきたいと望んでいる方。
入居条件	・日中活動(福祉事業所への通所、デイケアへの参加、通学等)の場を持っている。 共同生活のルールを理解し、それに沿うことに支障がない	必要最低限の入浴、食事、掃除等が可能である方、マンションの他の入居者に迷惑にならないよう方、ゴミ出しや生活音などのルールが守れる方。

出典：聞き取り、関連資料、団体HPより作成



写真2 ステップハウスの共有スペース

独居での生活となるため、ある程度の生活スキルのある人が対象となる。リカバリーハウス同様に、ハウスミーティングがあり、そこでは、コモンスペースの掃除当番ほか、それぞれの役割やルールについての議論がなされる。入居期間は概ね2年である。

退去後の行先は、職場の近く、実家や地元に戻るなど様々である。団体事務所の近くに暮らす人もいないわけではないが、それほど多いわけでもないという。

いずれのハウスも、常に満室状態であるが、今後、戸数を拡充する計画はないとのことであった。

4) 地域支援活動センター「それいゆ」の機能

NPO法人リカバリーのもう一つの事業として、地域支援活動センター「それいゆ」がある。精神障害を抱える女性たちが、ここに通所し、自立した生活に向けて、プログラムをこなしながら、回復をはかる。利用者は月4,000円を支払うことでプログラムに参加することができる。通所期間は2年であり、2013年4月現在、約20名が通う。

同プログラムは、就労以前に自立生活に向けての練習が必要なものを対象とした「生活訓練のためのプログラム」と、状態が安定し、就労への意欲のあるものを対象とした「就労支援のためのプログラム」の2つに分けられる。プログラム内容を表3に示す。

団体が規定する事業の対象を以下に記す。

- 精神科や心療内科などの病院やクリニックに通院されている女性。
- 病状は安定してきたが、生活のリズムを整えたい、人との関係づくりをしたいといった課題をもつ方。定期的に通い一定の時間を過ごす場所を求めている方。
- 最終的には何らかの形で再び社会に参加したいと考えている方。
- 支援を得ながら、就労を目指してきたいと考えている方。

(NPO法人リカバリーHPより)

プログラムは、生活支援、就労支援対象者双方が受講できる共通プログラムとして、ウォーキングや簡単なエクササイズを野外で行うウォーミングアップ、織物や手仕事をする講座(定員5名)、更には、自分の爪の手入れにより自身のケアを行うことを目的としたネイルの講座(月に2回はプロのネイリストが指導)などがある。また、当事者研究では自身の悩みや困りごとを参加者とともに研究することで、問題とのうまい付き合い方をともに考えるということをやっている。このほか、グループで行うCTBとは、それぞれのものごとに対するとらえ方について振り返り、気付きを得ることで、より円滑なコミュニケーションについて考えるというものである。生活訓練のためのプログラムでは、「食べる」(食品の知識や調理方法等食の理解や知識を深める)、「生活術」(金銭管理、冠婚葬祭のマナー等、日常生活を営む上で必要な知識を身に着ける)、「まなぶ」(書類やマニュアルの読み解き方、諸手続きの方法を学ぶ)というカ

テゴリーが準備されている。

また、就労支援では工賃が発生するため「就労」に対する責任ある姿勢が問われる。同プログラムでは、履歴書の書き方やハローワークに求人票を取りに行くなどの手続きのほか、ピーズアクセサリーの作成から販売までを行う「sama-sama」や事務所の1階ある「カフェ・それいゆ」にて就労訓練の場が準備されている。

「カフェ・それいゆ」には、関係者のみならず、地域住民も訪れる(表3)。地域に開かれた場所で、仕事をすることで、訓練者の緊張感も責任感も高まるという。中には、フラッシュバック等、精神的な問題から、欠勤を申し出るケースもあるが、その場合にも、職場まで来て状況説明することが義務付けられている。

表3 地域支援活動センター「それいゆ」のプログラム

	月	火	水	木	金
午前(10:30~12:00)	ウォーミングアップ	織物・手仕事	当事者研究	個別面接	ボディーワーク
		ネイル		sama-sama	生活訓練「食べる」
午後(13:00~14:30)	sama-sama	sama-sama	就労支援	アディクションM	sama-sama
	生活訓練「生活術」	生活訓練「まなぶ」		グループでおこなうCBT	スタッフ会議

出典；NPO法人リカバリー提供資料より筆者作成

対人緊張が強いケースについては、「sama-sama」でのピーズアクセサリー作成の場を提供する。創作することは自己表現に繋がり、症状の改善に効果があるほか、それが売れば、訓練者の自信に繋がるという。同プログラムでは、ピーズアクセサリーの作成のみならず、陳列や梱包、販売、在庫管理といった一連の作業に係ることとなる。



写真3 「カフェ・それいゆ」の様子

大嶋氏いわく、こういった訓練の際、訓練者の生活は疎かになるため、そこを団体としてフォローしつつ、それぞれが1人立ちできるようにすれば、すぐに社会に送り出すことが重要と指摘する。

「卒業生の頼る場所として、NPO法人リカバリーは機能していないのか」との質問に対して、大嶋氏は、団体は依存するところではなく、帰る場所と認識してもらうことを徹底していると

回答した。たとえ卒業生であっても、大嶋氏のカウンセリングは有料かつ事前予約が必要となる。こういった線引きは訓練者を依存させないために非常に重要なものとなるようだ。

但し、社会に出て失敗するケースについては、再度受け入れる体制は整っている。また、「カフェ・そいゆ」は卒業生の居場所としても機能しており、そこに来て雑談することも可能である。このほか、団体が主催するイベントなどへの参加は自由である。

他方で、大嶋氏は、利用者の若年化とその支援を課題としている。中には、10代後半で、児童養護施設等から入所してくるケースもある。若いことに加えて、学歴がない、障害があるなどの課題を抱える者も少なくない。こういった利用者に対しては、ゴミ出し、金銭管理、調理の方法など「生活のしかた」を1から教えていく必要がある。

リカバリーでは、読み書きや、計算の基礎知識を学ぶ「寺子屋プロジェクト」を開講するなどして、夜間高校への進学も行っている

6. 結語

本研究では、以下の点が明らかになった。

第1に、地域生活移行後に経済的、精神的問題から生活上の困難を抱える実情が明らかになった。本研究では15名の被害者に対して聞き取り調査を実施した。多くが生活保護を受給しており、勤労収入で生計を立てているのはたったの1名であった。更に、地域生活移行後の生活上の困難として、記憶障害、不眠、パニック障害、鬱等の症状があり、電車に乗ることができない、利用できない電車の路線がある、人ごみを歩けない、突然のパニック発作に悩まされるなどといった困難が聞かれた。また、母子世帯の場合には、子どもが精神疾患と診断されたり、不登校になったり、または母親やきょうだいに暴力をふるうなどといった問題も挙がっていた。

第2に、生活問題を抱えても、それを相談するあるいは支援してもらおう血縁関係、交友関係が乏しいという点が明らかになった。本調査では、親やきょうだいをはじめ、過去の交友関係をほぼ断ってきたという回答が多く、また、新たな地域・人間関係を築くことが難しいという事情が挙げられた。他方で、最も頼りにできる相手として、一時保護時に係わった民間シェルタースタッフや行政の相談員、母子生活支援施設の施設長などといった回答が多かった。

第3に、DV被害者の地域生活を支えるアフターケアの整備についての要望は高く、具体的には、居場所の創設、講座の開設、本人及び子どもへのメンタルケアプログラムのほか、同じ境遇の誰かとともに住めるシェアハウス、グループホームの整備などが挙げられた。

第4に、全国的にみて、DV被害者のアフターケアを実践する団体は少なくないが、慢性的な財政難、人材不足から、恒常的な支援を如何に展開していくかが課題として挙げられた。本研究では、

公的助成金に依拠せず、民間の発想と努力によって充実したアフターケアプログラムを実践する事例を2つ取り上げ、その支援内容と課題を整理した。こういった団体のケアに救われている被害者は多く存在し、その効果は十分に発揮されているといえる。しかし、いずれの事例も、アフターケアについては、単年度の民間助成金を獲得する、あるいは、無償ボランティアの協力得るなどしてなんとか事業を成り立たせているという状況があった。また、ステップハウスを運営する団体については、家賃については被害者から徴収するが、生活支援にかかる費用を如何に捻出するかが課題とされていた。また、被害者の就労支援のためにレストランを開店した事例についても、資金繰り困難から、その権利を別のオーナーに譲らざるを得ない状況となっていた。

第5に、DV被害者のアフターケアの構築に向けて、可能性のある事業モデルを2つ提示した。

1つは、県独自の事業としてDV被害者のアフターケアを展開する長崎県の事例である。同県においては、緊急性の高い一時保護事業については県が担い、柔軟な対応が必要とされるアフターケアについては行政からの委託を受けて民間が担うなどして、被害者に切れ目のない支援を提供できていた。とりわけステップハウス事業は、2011年の「住民生活に光をそそぐ交付金」により開設されたが、2013年度からは、県の一般財源に移行して継続されることとなっている。こういった事例にならない、他府県においても、地域生活移行後の被害者のフォローを公的に実施していくことが望ましい。

2つめは、障害者自立支援法(H25.4より障害者総合支援法)の枠組みにより、被害者のアフターケアを実践するNPO法人リカバリーの事例である。本調査でも確認したように、DV被害の後遺症により精神的問題を抱える被害者は多い。こういった被害者を安定的に支援していくためには、財政的な担保は必須であり、そのためには、どういった法的根拠で被害者を救済していくかの戦略を立てる必要がある。但し、精神障害者という枠組みを利用することで、対象が限定され、支援から漏れ落ちる層が出てくることも視野に入れておかなければならない。

DV被害者は、元夫の追跡におびえ、社会から孤立せざるを得ないという特徴を持つ。自立支援＝就労支援がイメージされがちである。しかし、当事者の精神的状況等を勘案すると、一足飛びに就労支援メニューを提供しても、それがうまく機能しない可能性があり、被害者の回復の段階に応じた支援が構築されるべきであろう。

また、住まいと同時にコミュニティを喪失した被害者の回復のためには、ハードとしての住宅の供給のみならず、彼女らの地域生活を支えるケアや人的ネットワークをセットで提供していく必要がある。これを如何に現実のものにしていくか。長崎県等の事例に学び、全国レベルで検討していくことが望まれる。

<注>

注1 調査期間は2012年8月下旬から9月15日にかけてであり、対象団体は全国シェルターネットワークに加盟する67団体である。調査方法は郵

送配布,郵送回収であり,有効回答数は29団体,有効回答率は43.3%であった。17都道府県28市町村区からの回答を得た

注2 2008年4月より貸付スタート。原資としてフィリップモリスジャパンが1,000万円を融資した。生活再建資金,転宅費,子の養育費用,医療費,起業費,就労支度金,その他必要と認める費用の無利子融資を行う。1件当たりの融資額30万であるがその上限下限は設けない。利用は全国シェルターネットワークに登録するシェルター代表の同意及び本人作成の返済計画が必要とされている。

注3 アンケートでは,ステップハウスのメリットとデメリットについて自由に記述してもらった。その結果を以下に示す。ステップハウスのメリットとして自由に仕事にいくことができる(2件),お金をためて自立することができる。裁判が終了するなど,安全を確保しなければひとりで住むことに恐怖を感じる被害者のために,心の安定を提供できる。元パートナーが探し回っているなどの場合,ひとりで住むことが怖いなどのため,ステップハウスを利用する人がいる。常駐スタッフがいるため,安心して生活できる。自立に向けた生活訓練ができる。自分の家という安心感をもつことができる。

緊急対応が終了しても,相談しながら心を安定させて次のステップに進むことができる。他方,デメリットについては,団体として運営資金の確保が難しい。賃料等を支払うことが財政的に厳しい。安全確保と出入りの自由さが矛盾することもある。どの程度支援が必要か個人によってとても大きい。利用料を徴収しているため,当事者の経済負担が大きくなる。

注4 光交付金の終了により借り上げ型は2012年度で終了。

注5 2012年度の団体収入は3,890万円程度であり,うち,人件費が7割を超える。

注6 2013年(平成25年)7月に転居。

<参考文献>

- 1) 葛西リサ:ドメスティックバイオレンス(DV)被害者の住宅確保の困難性,社会政策学会創刊号,社会政策学会,pp.115-127,2000-10
- 2) 葛西リサ:A県におけるDV被害者向け自立支援費の利用実態に関する研究-民間シェルターMの活動を事例として-日本建築学会計画系論文集,第75巻,第652号,pp.1525-1532,2010-06
- 3) 葛西リサ,大泉英次:DV被害者住宅支援の格差是正に向けた展望と課題-支援の全国的把握と先進モデル・神奈川方式の提示-住宅総合研究財団研究報告集37号,pp.169-180,2011-03
- 4) 葛西リサ:民間シェルターによるDV被害者住宅確保支援の全国的検討-民間シェルターと自治体の関係と支援の地域格差-日本建築学会計画系論文集 2013年3月,pp.第78巻 第685号,pp.673-681,2013-03

<謝辞>

本研究の遂行にあたっては,DV被害者(暴力被害者)のアフターケアを実践する団体スタッフの方々にご協力を頂きました。とりわけ,NPO法人A,NPO法人Bスタッフの方々には,聞き取り対象者の選定から聞き取りの補助,聞き取り内容のチェック等多大なご協力を頂きました。また,DVという重く辛いテーマについて長時間に渡り語って下さった被害当事者の皆様,本当にありがとうございました。